

水道局 告示番号	水道局告示名	公布年月日
水道局 告示第161号	さいたま市水道局雑用水の利用促進に関する要綱 を廃止する告示	令和6年12月4日
水道局 告示第166号	さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部 を改正する告示	令和6年12月16日

さいたま市水道局告示第161号

さいたま市水道局雑用水の利用促進に関する要綱を廃止する告示

さいたま市水道局雑用水の利用促進に関する要綱（平成13年さいたま市水道部告示第10号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市水道局告示第166号

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

さいたま市水道局収納取扱金融機関の指定（平成13年さいたま市水道部告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき、さいたま市水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。				地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき、さいたま市水道事業の公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。			
収納取扱金融機関の名称	本店（本店）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲	収納取扱金融機関の名称	本店（本店）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
株式会社第四北越銀行			さいたま市水道局の公金の収納事務	株式会社第四北越銀行			さいたま市水道局の公金の収納事務
株式会社八十二銀行			さいたま市水道局の公金の収納事務	株式会社八十二銀行			
三菱UFJ信託銀行株式会社			（ただし、店舗窓口での収納を除く。）	三菱UFJ信託銀行株式会社			さいたま市水道局の公金の収納事務（ただし、店舗窓口での収納を除く。）
みずほ信託銀行株式会社				みずほ信託銀行株式会社			
株式会社SMBC信託銀行				株式会社SMBC信託銀行			
〔略〕			〔略〕	〔略〕			〔略〕

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。